

表8 揮発性有機化合物排出施設と排出基準

項	揮発性有機化合物排出施設の種類	規模（～以上）	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 ^{注2)}	送風機の送風能力 ^{注3)} 3,000m ³ /h	600ppmC	
2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力 100,000m ³ /h	自動車 ^{注4)} の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
			その他の塗装施設	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 ^{注2)} (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力 ^{注3)} 10,000m ³ /h	木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000ppmC
			その他の乾燥施設	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板, 粘着テープ若しくは粘着シート, はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設 ^{注2)}	送風機の送風能力 ^{注3)} 5,000m ³ /h	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設 ^{注2)} (前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力 ^{注3)} 15,000m ³ /h	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設 ^{注2)} (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 ^{注3)} 7,000m ³ /h	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設 ^{注2)} (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力 ^{注3)} 27,000m ³ /h	700ppmC	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 5m ²	400ppmC	
9	ガソリン, 原油, ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量 1,000 kL	60,000ppmC (既設の貯蔵タンクは, 容量が2,000 kL以上のものについて排出基準を適用)	

注1 「ppmC」とは, 排出濃度を示す単位で, 炭素換算の容量比百分率である。

2 揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。

3 送風機が設置されていない施設にあつては, 排風機の排風能力。

4 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。

5 既設とは, 平成18年4月1日において設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)をいう。

(揮発性有機化合物の測定方法)

平成17年6月10日付け環境省告示第61号による測定方法

(揮発性有機化合物の濃度から, 除外物質の濃度を差引く方法。
ただし, 次の場合は, 除外物質を差し引く必要はない。
①揮発性有機化合物排出施設において除外物質を使用し, 又は発生させていない場合
②揮発性有機化合物の濃度が排出基準値を超過しない場合)